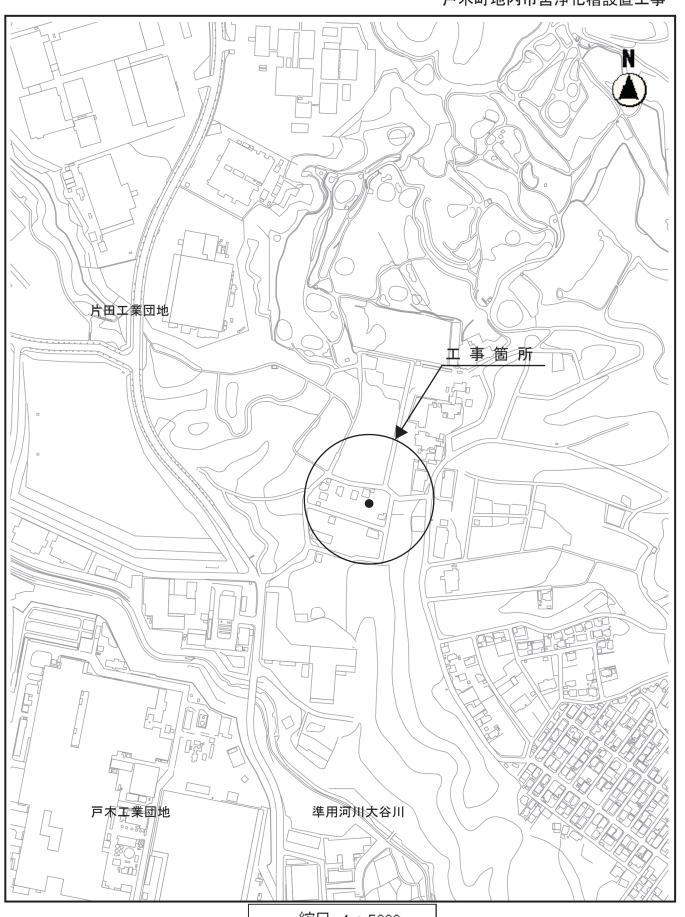
前金	部分払
有	— п

令和4年度下工浄補第4号 戸木町地内市営浄化槽設置工事

工事場所	津市戸木町地内
工期	令和5年2月28日まで
工事概要	合併浄化槽設置 10人槽 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式
課長	金算者 調整担当主幹 担当主幹 担当副主幹 担 当 設計者

位 置 図

令和4年度下工浄補第4号 戸木町地内市営浄化槽設置工事



工事内訳

名	称	数	量	単位	金	額	備	考
直接工事費								
浄化槽設備								
浄化槽工事								
			1	式				
土工事								
			1	式				
計								
共通費								
共通仮設費 ※1								
			1	式				
現場管理費				24				
			1	式				
一般管理費等				10				
			1	式				
<u></u> 計				10				
工事価格								
			1	式				
消費税等相当額				八				
			1	-1-				
				式				
			1	-1-				
				式				
※1 共通仮設費積上分								
• 仮設材運搬費								
				1				

净化槽設備		T						
名	称	数	量	単位	金	額	備	考
争化槽工事			1					
			1	式				
上工事			1					
			1	式				
計								

名	称	摘	要	数	量	単位	鼡	価	金	額	備	考
<u>~</u> ·併浄化槽	۸1,	合併処理浄化槽10		双	里	+14	7	ІЩ	गर	113	VHI	~
1万(于1111官		BOD10mg/&・T-N10m			1							
		マンホール蓋(1500 k)・			1	式						
		設備費・据付費・				14						
		上部スラブ・試験運転										
		配管費共	SIMIL X									
		10.6 9.7										
計												
												-

净化槽設值		1		土工事					Ī			
名	称	摘	要	数	量	単位	単	価	金	額	備	考
上工		掘削・埋戻 (山砂) 残土処分			1							
		基礎砕石工			1	式						
上留工		軽量鋼矢板										
計												
		1		1		1			I			

特 記 仕 様 書

【工事範囲】

本工事は、津市営浄化槽事業に基づき本市が市営浄化槽の整備対象となる区域(本市の区域から下水道計画区域及び農業集落排水処理施設等の集合処理区域を除いた区域)に設置するものである。

【共通事項】

施工前には事前測量及び境界等の確認を行い、その結果を監督員に報告する ものとする。

境界杭等に影響を及ぼす恐れがある場合は、受注者において原形復旧できる 資料を作成し、復元を行うこと。なお、資料については、監督員へ1部提出す ること。

工事期間中の乗入れ等については、申請者と十分に協議を行い、必要であれば鉄板等にて対応するものとする。

工事工程等については、申請者と事前に協議を行い作業の実施を行うこと。

【施工法令に関する事項】

本工事の施工にあたっては、浄化槽法第4条第3項及び第5項の規定による 浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行い、また、浄化槽法第29条第3 項に従い浄化槽設備士に実地に監督させなければならない。

また、工事仕様について特記以外は三重県発行の「三重県公共工事共通仕様書」(令和2年8月)に準じて行うものとする。

【施工基準に関する事項】

合併浄化槽は高度処理型(BOD10 $mg/\ell \cdot T - N10mg/\ell \cdot SS10mg/\ell$)とし、国土交通大臣型式認定を受けた浄化槽を使用するものとする。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、 顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。なお、作業者に ついても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>



注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を 監督員に提出すること。なお、下請負業者(再下請負業者を含む)との契約書 等の写し、下請負業者(再下請負業者を含む)の建設業の許可の写し及び主任 技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に 及ぼす影響を最小限にくい止めると共に安全対策を講じること。また、施工に 伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。なお、大型車両が出入りする とき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して 事故防止に努めること。

掘削時は、既設構造物及び家屋等に損傷が出ないように、適切な措置を講ずること。また、万が一損傷を与えた場合は、受注者の責において対処するものとする。

図示してある掘削線については、参考であり施工段階では各安全法令を遵守 し、施工状況、地下水等を考慮し現場に合わせた勾配等、対策を講じて施工を 行うこと。

工事期間中は、転落防止等、仮囲いなどの措置を講じ、毎日の作業終了後は 工事現場内の確認を必ず行い、危険な箇所等はその日のうちに対策を講じるこ と。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金

保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が 必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範 囲内で前払いをするものとする。

【環境対策に関する事項】

現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が 無いよう対策を講じ、通行及び人家に対し十分配慮すること。なお、万が一被 害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。

土粒子を多量に含み、排水施設等に悪影響を及ぼすと考えられる放流については、沈砂又はろ過施設を通して放流するものとする。なお、影響が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。

【施工体制台帳等】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

【再生砕石(RC-40)の使用についての留意事項】

津市の建設工事においては三重県公共工事共通仕様書(三重県建設副産物処理基準)に準拠し、再生資源の有効利用の促進を掲げている。ついては、再生砕石(RC-40)の使用にあたり下記に十分留意すること。

○ 再生砕石の納品伝票を保管し、伝票の写しもしくは納入日を記載した材料出 荷証明書等の写しを工事書類として提出すること。

搬入される材料によっては、路面等が膨れ上がる等の現象が発生する恐れがあることから、使用材料確認表(材料確認願)で確認を得た材料以外の再生砕石等の混入がないよう対策し、施工前に異常(異物の混入、軽量である等)を確認した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。

- 三重県公共工事共通仕様書に基づき、品質管理に注意し施工すること。
 - 三重県公共工事共通仕様書 添付資料

4. 三重県建設副産物処理基準

第9条 再生資源及びリサイクル製品等の利用

2.再生砕石 (RC-40) の品質規格 参照

【浄化槽工事の技術上に関する事項】

- 1. 浄化槽の構造基準に適合するように工事を行うこと。
- 2. 本体及び附属機器が正しく組み立てられていること。また、不足している 部品がないことなどを確認すること。
- 3. 浄化槽の運搬時または設置時には、浄化槽に変形、破損などが生じないよ う慎重に工事を行うこと。また、事前に浄化槽本体に亀裂等がないか確認す ること。
- 4. 浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分に把握し、施工を行うこと。
- 5. 掘削においては、矢板による土留工法とし、掘削深に応じた矢板長とする こと。また、必要に応じて水替工を行うこと。
- 6. 水道管及びガス管等の地下埋設管を破損させないよう、事前調査を行うと ともに慎重に掘削作業を行うこと。
- 7. 埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂等を用い、周囲を均等に 埋め戻し、水締めを行うこと。
- 8. 埋め戻し時は、浄化槽が水平であることを確認し施工を行うこと。
- 9. 埋め戻し完了後から上部スラブ打設までの期間は、一定期間の養生を行い、 沈下等の恐れがないことを確認の上施工すること。なお、この養生期間中の 工程等については、申請者と協議を行い調整すること。
- 10. 基礎工事は、地盤の状況に応じて基礎の沈下または変形が生じないよう行うこと。
- 11. コンクリートの打込みは、打上がりが均質で密実になるように行い、かつ、 所要の強度になるまで適切に養生を行うこと。
- 12. 地下水の状況に応じて、浄化槽の浮き上がりを防止するために必要な措置 を講ずること。
- 13. 電気設備については、安全上、管理上及び機能上に支障がないことを確認すること。
- 14. ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
- 15. 浄化槽設置完了後は清掃を行い、槽内を満水状態にして24時間経過後の水位を比較して漏水の有無を確認すること。なお、確認結果については、監督員に報告するものとする。
- 16. 材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
- 17. 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために

必要な措置を講ずること。

- 18. 浄化槽本体の上部は鉄筋コンクリートスラブを打つこととし、コンクリートの仕上げ面は水勾配をつけること。また、支柱工事を伴う場合は、支柱鉄筋と基礎及び上部スラブ鉄筋を適正に結束すること。
- 19. 上部スラブの仕上げ高さ及び仕上げ面については、申請者と協議を行い施工すること。
- 20. ブロワの設置位置については、事前に申請者と立会い確認を行い施工すること。
- 21. 施工前に必ず津市営浄化槽設置申請者及び施工業者と設置位置等の確認 を行い、且つ、工程管理について協議し施工すること。
- 22. 工事施工時期について、津市営浄化槽設置申請者と協議、調整済みである ため工事契約後、速やかに工事着手を行うこと。

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (世

		特記仕様書(施工条件明示一覧表) No.2
明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	□ 近接施設等に対する制限	り 共施設 (
		・立後施設(□ 雑墅()) フェック塀 □ 多暦 □ たの也()) ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 □ 工法制限あり
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	投等の配置 (□ 別添図等 □ その他 (
	☑ 現場での安全確保 (自主施工の原則)	工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責用された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定と後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を
	☑ 事故速報の提出	
	口その街(
工事用道路関係		田期間の制限内容 (□ 別添図等 □ その他 () □ によれば、
	二	使用中及の使用後の指直 (□ 別添図等用地及び構造 (□ 別添図等 (□ 別添図等 安全施設
	口 その街 (その名(
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他() □ 別途協議) □ 転用なり (回)
		兼155~、 兼用あり(その色(
	口 水替工 (締切排水工)	□ 加工条件の指定なし □ 加工条件の指定あり
		(締切排水工)の水替日数にないます。
		放昇近へ水谷日数: ② 受注者は、工事者手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事者手後、計画な変する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		③ 水替工 (締切排水工) 完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 □ その他 (
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他 () □ 別途協議) □ 加途協議) □ 加速協議) □ 加速力法 ()
	□ その色(

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪)

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (世

No.5

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (H)

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

臀表
暈
1/2
ΙĘ
明示
条件
11
4/
Н
拓
(+
11 1-
丰
記仕様
1
1
捕
李

項目 明示事項 株記仕様書(施工条件明示一覧表) 条件及び内容	ナウイル Zi 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する Zi 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。 の拡大防 特記 7.ルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。	2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保っことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。	3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、 感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこ と。	5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、 速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。なお、感染者等 であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。	6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条(設計図書の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とするものとする。	□ ワンデーレスポンスの実施	かる。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。 る。	2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協 譲をおこなうこと。	3 受注者は三重県公共工事共通仕様書「1-1-3設計図書の照査等」に基づき、適切に設計図書の照査を実施すること。	4 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて 監督職員へ報告すること。	5 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。	
	新型コロナウイル ス感染症の拡大防 止措置等					ワンデーレスポンス						

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (世)

一覧表)
1条件明示
様書(施工
特記仕村

		特記仕様書(施工条件明示一覧表) No.8
明示項目	明示事項	条件及び内容
建設業退職金共済 制度に係る事務手 続き		2 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度への加入 受注者は、三重県公共工事共通仕様書に定めるところにより、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入すること。
		2 契約締結時の提出書類 工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取板機関から交付される掛金収納書を「掛金収納 書提出用台紙」に添付して、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に、電子申請専用サイトで発行される掛金収納書(電子申請方式)について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、配紙を購入しない場合は「建設業退職金共済配紙購入適用除外届」について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。
		3 共済証紙購入額 掛金収納書提出用台紙の「当該工事における共済証紙購入の考え方」1~4によるものとし、当該労働者の就労予定延べ人数や、当該工事 における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」2又は3によることが望ましいですが、これにより難い場合は「考え方」1とし、契約 金額 (税込)の1000分の1.7以上を目途とすること。
		4 共済証紙等の管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就 労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。
		5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに「掛金充当実績総括表」を作成し、工事担当課へ提示してください。この時、掛金充当日数と配紙購入日数に概ね齟 齬がないことを確認してください。また,事務手続きの履行状況を確認するため,必要に応じて「工事別共済配紙受払簿」又はその他関連書類 の提示を求める場合がある。
		6 建設キャリアアップシステムの活用 建設キャリアアップシステム (以下, CCUS という。) に事業者登録を行っている受注者は, カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能 な環境整備に努めること。また, CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し, 就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間 で齟齬が生じないように留意すること。
津市工事請負の 地元調整	☑ 津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	 □ 本工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。 1 趣旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書(以下「共仕」という。)の「受注者は、工事の施工にあた 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書(以下「共仕」という。)の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生しました。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進
		め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上部1121外の工事目的物を完成せるための拡工に関する次更が地示調整は、受注者の責
		 (1) 上記はのインエチ目はのようにある。 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
		イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (<u>#</u>

・る事となるので明示する。 発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとす 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受け、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪